

し福建等処承宣布政使司に前赴して投納し兌換する外、此の為に擬するに合に一併に貴部に移咨して知会すべし。煩<sup>わづ</sup>為<sup>な</sup>わくは察照して施行せんことを。此の為に移咨す。須らく咨に至るべき者なり。

右、礼部に咨す

隆武二年（一六四六） 月 日

注\*本文書の年号は隆武二年となっているが、隆武二年の進貢の咨文はほかに礼部あての咨（三七一一二）と布政司あての咨（三七一一五）があり、（三七一一五）では正使は蔡祚隆とある。本文書中に名がある正議大夫蔡錦は崇禎十五年の正使であり（二二六一三二）（三三一一二）参照）、本文書は後半の文章内容や正使名からみて崇禎十五年の礼部あての咨文が混入したものであろう。なお崇禎十五年の進貢の咨（二〇一七）がもう一通あり、原文では礼部あてとなっているが、末尾の文章からみてそちらがこの時の布政司あての咨文であったと思われる（ほぼ同文の崇禎十七年の進貢の咨（二〇二〇）〔二〇二二〕などを参照されたい）。

世子尚賢より礼部あて、進貢の咨（一六四六、三）

1-37-12

琉球国中山王世子尚賢、進貢の事の為にす。

案照するに、崇禎七年（一六三四）十一月十九日聖旨を奉ずる

に、三年兩次に朝貢せよ、とあり。此れを欽む。欽遵し、此の為に欽依内の事理を奉じ遵守して奉行せよ、等の因あり。此れを奉ず。抛りて察<sup>し</sup>べて案照するに、隆武二年（一六四六）は歳に循い届及びて、擬するに合に進貢すべし。此の為に度んで庭実の方儀を備え、航海の二船を牢緻し、官を遣わし坐駕して庶務を分司し水梢を率領せしむ。二船の中の上下の員役は共に二百人の数に盈<sup>み</sup>たず。協幫して船を駕し方物を解運し、福建等処承宣布政使司に赴きて投納し転解し京に赴きて進奉す、等の因あり。此の為に、遵いて任土の常貢の生硫黄二万斤・馬一十四・海螺殻三千個等の方物を將てす。上進に係関して重大なれば敢えて軽忽する罔<sup>な</sup>し。理として合に備咨して開載し声説明白ならしむべし、等の因あり。此れに拠る。

続いて福建都指揮使司の咨を行移して国に到らしむるを准く。此れを准け察ぶるに称すらく、進貢の生硫黄は煎煉するに銷耗過多にして、因りて往年の貢額に充たざるを致す。合行<sup>ま</sup>に自ら煎して餅と成すべし。銷耗を除く外、熟黄の實在を計り算えて斤数に足らしむれば、累年の欠少の情弊を致さず。経<sup>す</sup>に両院に呈詳し、発下せる膳写の正本を改正し、人を差<sup>つか</sup>わし京に赴きて奏報せしむる外、等の因あり。此れを准く。遵いて常貢の生硫黄二万斤を將て泥沙石碎を篩去し法の如く煎して餅塊と成し、装束し包裹して解運し進奉す。抛りて生硫黄二万斤は法の如く熟煎し、篩<sup>ひ</sup>浄・火耗を除く外、計るに官煎の規数の一万二千六百斤に足る。相<sup>あ</sup>応<sup>ま</sup>に

隆武二年（一六四六）分の歳貢の常額に充盈すべく、並びに欠少無し、等の因あり。此れに拠り、合行に官を遣わして管解し、福建等処承宣布政使司に前赴して投納せしむる外、理として合に備咨して告投すべし、等の因あり。

此の為に、特に正議大夫・使者・通事等の官の 等を遣わし咨を齎して告投し、迢かに表を捧じ天階に赴きて俯伏し、宸陛を仰ぎて以て嵩呼せしむ。此の為に、除外に附搭する土夏布二百匹は官に従り絹帛に兌換す。歴として貢して来朝する毎に附搭を賜准するは著して永例と為すを蒙る。遵依して附搭し福建等処承宣布政使司に前赴して投納し兌換する外、此の為に擬するに合に一併に貴部に移咨して知会すべし。煩為わくは察照して施行せんことを。須らく咨に至るべき者なり。

右、礼部に咨す

隆武二年（一六四六） 三月

注\*本文書は（三七一五）とほぼ同文。注は同項を参照。

（一）正議大夫：等 （三七一五）では使者名は蔡祚隆。

1-37-13

世子尚賢より礼部あて、許可をうけて白糸の交易と納税を行  
うむねの咨（一六四六、□、□）

琉球国中山王世子尚賢、皇上の覆育を蒙り、恩許して白糸を互市し納税して助餉し、民物を潤沢にするを准行する事の為にす。承准するに、行在通政司左通政带管布政司事周（汝璣）、謹んで互市輸税の縁糸を陳べ、聖明の鑑納を仰叩して以て遵行に便ならしむる事の為にす。礼部の照会を承准するに、八月初一日、礼科の抄出を准く。琉球国の陪臣正議大夫金応元奏すらく、前事の為にす。臣、島中に僻処するも、高皇帝の中原を平定し華夷を一統してより、臣国曾て礦を貢するを以て忠允を竭す。臣の恭順は、文治衣冠して車書普及に与るを得る所以なり。因りて世子、陪臣の子弟皆与に辟雍に絃誦し、三百年來聖朝の柔遠に沐浴す。崇禎十七年（一六四四）冬に方物を進貢して京に赴き、臣世子尚賢の章疏を齎す。内に云わく、臣国の三十余島、地瘦せ土荒にして別に出産するもの無し。向より中華の糸縷に頼りて以て男女の紡織に資し、以て衣食に易え相沿して互市す。擬らずも崇禎十年、衙棍、費用を苛求して欲する所を遂げず、妄りに撫臣沈猶竜に呈し議して禁ぜしむ。臣国の男女、一時望絶し手を束ね困苦して世子に哀求す、と。奏請して崇禎十七年十二月二十三日旨を奉ずるに、王の奏を覽たり。遠く方物を貢するに、具に忠盡を見る。請う所